

入 札 説 明 書

(少子化社会に関する国際意識調査)

本調達案件は、電子調達システム（政府電子調達（G E P S））の電子入札機能を利用した入開札手続きを取る。また、紙による入開札手続きを取ることも可能とする。

URL <https://www.geps.go.jp/>

内閣府大臣官房会計課

目 次

1. 契約担当官等の氏名及びその所属する部局の名称並びに所在地
2. 競争入札に付する事項
3. 競争の方法
4. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
5. 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所並びに入札説明書を交付する場所
6. 入札説明会の日時及び場所
7. 技術等提案書等の提出期限及び場所
8. 入札及び開札の日時及び場所
9. 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
10. 入札保証金及び契約保証金
11. 入札書の記載方法等
12. 入札書の提出方法等
13. 入札の無効
14. 開札
15. 契約書作成の要否及び契約条項
16. 落札者等の決定方法
17. その他
18. 問い合わせ先

別記様式 1	入札書
別記様式 2	委任状
別記様式 3	契約書（案）
別紙	暴力団排除に関する誓約事項 仕様書 技術等提案要領

入 札 説 明 書

1. 契約担当官等の氏名及びその所属する部局の名称並びに所在地

- (1) 契約担当官等 支出負担行為担当官
内閣府大臣官房会計担当参事官 大須賀 聡
- (2) 所属する部局 内閣府大臣官房会計課
- (3) 所在地 〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

2. 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 少子化社会に関する国際意識調査
- (2) 仕 様 等 仕様書（別紙）のとおり
- (3) 契約条項 契約書（案）（別記様式3）のとおり
- (4) 契約期間 平成27年8月7日から平成28年3月18日まで
- (5) 履行場所 仕様書のとおり

3. 競争の方法

一般競争入札（総合評価落札方式）による。

4. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成25・26・27年度の内閣府所管参加資格審査（全省庁統一資格）において「役務の提供等（調査・研究）」のA、B又はCの等級に格付けされている者であること。
- (4) 内閣府本府における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

5. 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所並びに入札説明書を交付する場所

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1
内閣府大臣官房会計課契約第3係

6. 入札説明会の日時及び場所

- (1) 開催日時 平成27年6月17日（水） 午後2時
- (2) 開催場所 東京都千代田区永田町1-6-1
中央合同庁舎第8号館8階822会議室

7. 技術等提案書等の提出期限及び場所

- (1) 提出期限 平成27年7月29日(水) 正午
(郵送および電子調達システム(政府電子調達(GEPS))の電子入札機能による入札の場合も、同時刻までに必着のこと。)
- (2) 場 所 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎第8号館8階
内閣府子ども・子育て本部参事官(少子化対策担当)付

8. 入札及び開札の日時及び場所

平成27年8月6日(木) 午後2時 内閣府庁舎1階第一入札室

電子調達システム(政府電子調達(GEPS))の電子入札機能による入札の場合には、上記日時までに当該システムに定める手続に従い、入札書を提出しなければならない。通信状況により執行時刻までに当該システムに入札書が到着しない場合があるので、余裕を持って入札すること。

なお、システムの仕組み上、入札書を電子調達システム(政府電子調達(GEPS))の電子入札機能を用いて提出する場合には、7.の技術等提案書等もシステムを利用して提出しておく必要があるので注意すること。技術等提案書等の合否判定が終了し、内閣府から合格判定を受け取った後、システムに入札書を登録すること。(技術等提案書等が多量の場合は、証明書等をいったん紙媒体で提出のうえ、証明書等の受領期限までに送り状(紙媒体で提出したことを記した書面(様式自由))を、システムを利用して提出することも可とする。)

また、入札書(別記様式1)を郵送する場合は、平成27年8月5日(水) 午後5時までに上記5の場所に必着のこと。

9. 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

10. 入札保証金及び契約保証金

免除する。

11. 入札書の記載方法等

- (1) 本入札においては、少子化社会に関する国際意識調査について調達を行うものとする。
- (2) 入札者は、当該調達に要する一切の費用を含む総価を見積るものとする。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

12. 入札書の提出方法等

- (1) 入札参加者は、入札公告及びこの入札説明書並びに契約条項を熟読のうえ、入札しなければならない。この場合において入札説明書等について疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。
また、電子調達システム（政府電子調達（GEP S））の電子入札機能による入札参加者は、当該システム操作マニュアルを熟読のうえ、入札すること。
ただし、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者は、入札書を電子調達システム（政府電子調達（GEP S））の電子入札機能により提出しなければならない。
ただし、電子入札によりがたい場合には、入札書を作成し、直接又は郵便（書留郵便に限る。）により提出することができる。
なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書を直接提出する場合は、封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に入札件名及び入札日時を記載しなければならない。
- (4) 書留郵便をもって入札書を提出する場合は、二重封筒とし表封筒に「入札書在中」の旨を朱書し、中封筒に入札件名及び入札日時を記載し、支出負担行為担当官あてに親展により入札書の提出期限までに提出しなければならない。
- (5) 入札参加者は、提出した入札書を引換え変更又は取消しすることができない。
- (6) 入札参加者は、技術等提案書等提出時及び入札書提出時において、最新の資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを一緒に提出しなければならない。
また、代理人をして入札させるときは、入札書提出時において、その委任状（別記様式2）を一緒に提出しなければならない。ただし、電子調達システム（政府電子調達（GEP S））の電子入札機能による入札をする場合、当該システムで定める利用者申請の手続きをもってこれに代えることができるものとする。
- (7) 入札参加者又はその代理人は、当該入札に係る他の入札参加者の代理をすることができない。
- (8) 入札参加者は、入札書の提出（電子調達システム（政府電子調達（GEP S））の電子入札機能により入札した場合を含む。）をもって別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約したものとする。代理人をして入札した場合においても同様とする。

13. 入札の無効

次の各号の一つに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 入札公告に示した入札参加に必要な資格のない者が提出した入札書
- (2) 委任状を提出しない代理人が提出した入札書
- (3) 金額を訂正した入札書、また、それ以外の訂正について訂正印のないもの
- (4) 誤字・脱字等により意思表示が不明確な入札書
- (5) 明らかに連合によると認められる入札書
- (6) 同一の入札について、2通以上提出された入札書
- (7) 前記12-（7）に違反した入札書

- (8) 入札公告に示した日時までに到着しない入札書
- (9) 入札公告により一般競争参加資格審査申請書及び指名を受けるための関係書類を提出したものが、競争に参加する者に必要な資格を有するものと認められること及び指名を受けることを条件に、あらかじめ入札書を提出した場合において、当該入札者に係る審査が開札日時までに終了しないとき又は入札資格を有すると認められなかったときの入札書

14. 開札

- (1) 開札は、入札者又はその代理人を立会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立会わない場合は、入札事務に関係ない職員を立会わせて行う。
- (2) 電子調達システム（政府電子調達（G E P S））の電子入札機能による入札参加者の立会いは不要であるが、開札時刻には当該システムを利用している端末の前で待機すること。
- (3) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- (4) 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格を下回る価格がないときは、直ちに再度の入札を行う。
なお、電子調達システム（政府電子調達（G E P S））の電子入札機能により入札を行った場合は、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うものとする。
ただし、再度の入札をしても落札者がいないときは、入札を取りやめることがある。この場合、異議の申し立てはできない。

15. 契約書作成の要否及び契約条項

- (1) 契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
契約書の作成は、電子調達システム（政府電子調達（G E P S））上で行うことができる。電子契約書の作成を希望する場合は、開札の日時までに電子事業者登録を完了させなければならない。
- (2) 契約条項は、契約書（案）のとおりとする。
なお、電子調達システム（政府電子調達（G E P S））上で契約書を作成する場合には、別途電子契約書の条項による。
- (3) 契約金額は、落札価格（前記 11-（3）参照）とする。

16. 落札者等の決定方法

- (1) 予算決算及び会計令第 79 条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、技術等の要求要件のうち必須とされている項目の最低限の要求要件を全て満たしている者の中から総合得点（入札価格に対する得点及び技術等の評価に対する得点の合計）が最も高い者を落札者とする。
入札価格に対する得点とは、入札価格を予定価格で除して得た値を一から減じて得た値に入札価格に対する得点配分（技術等の要求要件のうち履行体制等の価

格と同等に評価できる項目の得点配分と等しい) を乗じて得た値とする。

技術等の評価に対する得点とは、技術等評価表に基づき得られた値とする。

- (2) 落札者となるべき者が二人以上ある時は、直ちにくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。
- (3) 最も高い総合得点を獲得した入札者の入札価格が予定価格の10分の5を乗じて得た額を下回った場合は、一旦落札決定を保留し、低入札価格に関する確認を実施のうえ落札者を決定する。
- (4) 上記(3)の対象となった入札者は、入札理由・入札価格の積算内訳・手持ち案件の状況・履行体制・国及び地方公共団体等における契約の履行状況について、資料提出及びヒアリング等に協力しなければならない。

17. その他

(1) 技術等提案書等について

- ① 入札参加者は、本業務に関する専門的知識、技術及び創意等を示す技術等提案書を、上記7の技術等提案書等提出期限までに提出しなければならない。
- ② 技術等提案書等の提出は、別紙 技術等提案要領のとおり行うこととする。
- ③ 技術等提案書等の作成に要する費用は提出者の負担とする。
- ④ 支出負担行為担当官等から、提出された資料に関して説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
- ⑤ 支出負担行為担当官等は、提出された書類を本件以外に提出者に無断で使用することは無い。
- ⑥ 一旦受領した書類は返却しない。
- ⑦ 一旦受領した書類の差替え及び再提出は認めない。

- (2) 落札者は、落札後速やかに入札金額の内訳書(種類別の単価、工数及び金額)を作成し、支出負担行為担当官あてに提出すること。
- (3) 入札参加業者名、入札金額については、電子調達システム(政府電子調達(GEPS))及び外部からの問い合わせ等に対し、公表することとする。
- (4) 不明な点は下記 18. に問い合わせることとし、電子調達システム(政府電子調達(GEPS))の質問回答機能は使用しないこと。

18. 問い合わせ先

(1) 入札説明書及び契約に関する事項

内閣府大臣官房会計課契約第3係

電話番号 03-5253-2111 (代表) 内線82352

03-3581-6005 (直通)

(2) 仕様書に関する事項

内閣府子ども・子育て本部参事官(少子化対策担当)付

担当 浅井、松永

電話番号 03-5253-2111 (代表) 内線38331
(3) 電子調達システム (政府電子調達 (GEPS)) に関する事項
電子調達システムヘルプデスク
電話番号 0570-014-889 (ナビダイヤル)
017-731-3177 (IP電話等をご利用の場合)
受付時間 8:30~18:30 (平日)
URL https://www.geps.go.jp/contact_us

以 上

別記様式 1

入 札 書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

内閣府大臣官房会計担当参事官 殿

所在地

会社名

代表者又は

代理人等氏名

⑩

(※1)

業者コードNo.

(※2)

入札公告及び入札説明書承諾のうえ下記のとおり入札します。

記

1. 入札件名 少子化社会に関する国際意識調査

2. 入札金額 金 _____ 円 (総価 (※3)・税抜き)

※1 別記様式2-1及び2-2を使用し代理人等が入札する場合は、上記氏名欄に当該代理人等の氏名を記入し、その代理人等使用印鑑の押印をすること。(この場合代表者印は不要。)代理人等が入札書を提出する時は、提出する本人(代理人等)の印が入札書に押されていないと「無効」となるので注意すること。

※2 業者コードは資格審査結果通知書(全省庁統一資格)に記載されている業者コードを記入すること。

※3 一切の費用を含む総価とする。

委 任 状

私は、 _____ を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

1. 少子化社会に関する国際意識調査に係る契約の入札及び見積に関する一切の権限
2. 1の事項に係る復代理人を選任すること

代理人使用印鑑	Ⓜ
---------	---

平成 年 月 日

住 所
会 社 名
代表者氏名

Ⓜ

支出負担行為担当官
内閣府大臣官房会計担当参事官 殿

(注) 入札会場で入札書を代理人が提出する場合に必要な書類。代理人が提出する入札書には上記の代理人使用印鑑を押す必要がある。(この場合、入札書への代表者印の押印は不要) また、再入札となった場合の入札書に押印するため、入札会場には上記の代理人使用印鑑を持参すること。

委 任 状

私は、 を復代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

1. 少子化社会に関する国際意識調査に係る契約の入札及び見積に関する一切の権限

復代理人使用印鑑	Ⓜ
----------	---

平成 年 月 日

住 所
会 社 名
代理人氏名

Ⓜ

支出負担行為担当官

内閣府大臣官房会計担当参事官 殿

- (注) 入札会場で入札書を復代理人が提出する場合に必要な書類。代表者、代理人以外の者が入札に参加する場合に作成すること。なお、復代理人が提出する入札書には上記の復代理人使用印鑑を押す必要がある。(この場合、入札書への代表者印、代理人の印の押印は不要) また、再入札となった場合の入札書に押印するため、入札会場には上記の復代理人使用印鑑を持参すること。

別記様式3

契 約 書 (案)

支出負担行為担当官 内閣府大臣官房会計担当参事官 大須賀 聡 (以下「甲」という。)と〔団体名〕〇〇〇〔代表者〕〇〇〇 (以下「乙」という。)との間に下記条項により少子化社会に関する国際意識調査に係る請負契約を締結する。

記

(契約の目的)

第1条 本契約の目的は次のとおりとする。

1. 名 称 少子化社会に関する国際意識調査
2. 規格及び数量 別紙仕様書のとおり
3. 契約金額 金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円也
(うち消費税及び地方消費税額〇〇〇, 〇〇〇円)
4. 契約期間 平成27年8月7日～平成28年3月18日
5. 納入場所 別紙仕様書のとおり

(契約保証金)

第2条 契約保証金の納付は免除する。

(権利義務の譲渡)

第3条 乙は、本契約により生ずる権利義務の全部又は一部を甲の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社、信託業法(平成16年法第154号)第2条第2項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合には、この限りではない。

2 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書に基づいて、特定目的会社、信託会社(以下「丙」という。)に債権の譲渡を行い、乙が甲に対し、民法第467条及び動産及び債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号)第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合にあっては、甲は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

- (1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2) 丙は、譲渡対象債権を第1項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべきことはできないこと。
- (3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納品先の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら乙と丙の間において解決されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合において、甲の対価の支払による弁済の効力は、官署支出官内閣府大臣官房会計課長(以下「支出官」という。)が、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

(再委託の制限)

第4条 乙は、業務を一括して再委託してはならない。

2 業務達成のため、業務の一部を第三者に再委託することを必要とするときは、乙は、あらかじめ再委託申請書(別記様式)を部局長を経由して、甲に提出し、その承認を受

けなければならない。変更を行う必要が生じた場合も同様とする。

- 3 前項の規定により、乙が第三者に再委託をした場合において、当該再委託先の行為は乙の行為とみなす。

(監督)

第5条 甲は、本契約の適正な履行を確保するため会計法（昭和22年法律第35号、以下「法」という。）第29条の11第1項の規定に基づき甲の指定する職員をもって監督に当たらせることができる。

(検査)

第6条 乙は、成果物の納入に当たりその旨甲に通知し、甲又は甲の指定した職員（以下「検査員」という。）の法第29条の11第2項の規定に基づく検査を受けなければならない。

- 2 検査員は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に検査をしなければならない。
- 3 前項による検査の結果不合格となったものが生じた場合には、甲の指定した期限までに補修、交換の措置を講じ再検査を受けなければならない。
- 4 検査に要する費用は、乙の負担とする。

(検査結果の通知)

第7条 甲は、前条による検査が終了したときは速やかに乙に通知しなければならない。

(代金の請求)

第8条 乙は、前条による通知を受け成果物の納入が完了したときは、当該代金を支出官に請求するものとする。

- 2 支出官は、前項の規定による適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に当該代金を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第9条 支出官は、前条第2項の規定による期間内に当該代金の支払いが完了しない場合は、請求金額に約定の支払期限到来の日の翌日から支払いをするまでの日数に応じ年利2.90%を乗じて得た金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。

(遅延賠償金)

第10条 乙は、甲の指定する期限内に成果物を完納することができないと認められるときは、速やかに甲に対し遅滞の事由及び完納見込月日を明らかにした書面を提出し甲の指示を受けるものとする。

- 2 甲は前項の規定による書面の提出があったときは、審査の上期限後に完納する見込みがあると認めるときは、遅延賠償金を徴収することとして期限延長を認めることができるものとする。

ただし、遅延の事由が天災地変等やむを得ない場合には、乙はその事由を附して遅延賠償金の免除を申し出ることができる。

- 3 前項に規定する遅延賠償金は、契約履行未済金額に年利5.00%を乗じて得た金額とする。

(違約金)

第11条 甲は、乙が本契約による履行義務を果たさなかったとき又は不正行為（第12条に規定する不正行為を除く。）があったときは、契約金額の100分の10を違約金として徴収して本契約を解除することができるものとする。

- 2 前項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第12条 甲は、本契約に関して、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、

その役員又は使用人。以下同じ。) に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む)。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第13条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償金の予定)として、甲の請求に基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)及び第7項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第14条 乙が第11条及び前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

(暴力団排除)

第15条 暴力団排除に関する契約条項については、別添「暴力団排除に関する条項」によるもの

とする。

(危険負担)

第 16 条 第 7 条に規定する検査通知を受領する以前に生じた損害は、すべて乙の負担とする。

(かし担保)

第 17 条 甲は、成果物にかしがあるときは、乙に対して相当の期限を定め代品の納入を請求し又は代品の納入にかえてその損害賠償を請求できるものとする。

(秘密の保持)

第 18 条 乙又はその使用人は、本契約履行上知り得た事項を他に漏らし又は他の目的に利用してはならない。

(知的財産権の取扱い)

第 19 条 本契約に基づく業務遂行の過程で行われた発明、創作等によって生じた特許権、著作権（著作権法第 27 条、第 28 条に規定する権利を含む。）、その他の知的財産権を乙は甲に無償で譲渡し、乙は著作者人格権を行使しないものとする。

(紛争の解決)

第 20 条 本契約に疑義が生じたとき又は本契約書に明記していない事項については、その都度甲乙協議の上決定するものとする。

(補則)

本契約を証するため本書 2 通を作成し、当事者が記名押印の上各自その 1 通を保有する。

平成 27 年 8 月 7 日

甲 東京都千代田区永田町 1-6-1
支出負担行為担当官
内閣府大臣官房会計担当参事官
大須賀 聡

乙 住所
団体名
代表者職名・氏名

別記様式(第4条関係)

番
平成 年 月 日 号

支出負担行為担当官
内閣府大臣官房会計担当参事官 殿

受託者 氏名 印

〇〇〇〇〇〇業務再委託承認申請書

平成 年 月 日付けで締結した標記業務について、再委託を別紙のとおり行いたいので、承認されるよう申請します。

別紙

〇〇〇〇〇〇〇業務再委託申請書

再委託先の住所、氏名	
再委託を行う業務の 範囲	
再委託の必要性	
再委託金額	

別添

暴力団排除に関する条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号のいずれかに該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。)及び再受託者(再委託以降の全ての受託者を含む。)並びに乙、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

- 第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。
- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。一部解除の場合は、解除部分に相当する金額）の10%の金額を乙から違約金として徴収するものとする。
- 4 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(不当介入に関する通報・報告)

- 第6条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。
 - (1) 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。
- 3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

仕 様 書

1. 件名 少子化社会に関する国際意識調査

2. 目的

平成25年の合計特殊出生率は1.43と微増ではあるが、このまま上昇傾向が続くかどうか不透明であり、依然として社会経済の根幹を揺るがしかねない「少子化危機」ともいふべき状況にある現在、更に少子化対策を加速化させなければならない。

「少子化社会対策大綱」の理念にあるように、結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現に向けて、社会全体で行動を起こす必要があり、政策・制度・意識改革など、総合的な観点からの再構築が必要とされている。先進諸国においては、少子化は共通する問題であり、その背景をなす要素としての自立・結婚・子育て観等について、我が国と諸外国の国民意識を調査し、比較分析を行い、我が国の特性を把握することが重要である。本調査は、5年ごとに過去2回（平成17年度、平成22年度）行ってきており、改めて国民意識を調査し、分析（各国比較、時系列比較）を行い、今後の我が国の少子化対策の推進に資することを目的とする。

3. 契約期間

契約締結日から平成28年3月18日（金）まで

4. 調査概要

本調査は、平成17年度、平成22年度の前回調査、（URL：<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/research/index.html>）を現状に置換し、定点変化を読み取り今後の施策に活用することにある。調査企画・設計をし、その上で調査を実施し、調査結果を取りまとめ報告書を作成、公表する。

適切な調査及び報告書作成に際しては、先行調査の把握や、各国の少子化対策の制度や実情を踏まえた上で行う必要がある。

（1）調査地域と対象国

日本、外国3か国（イギリス、フランス、スウェーデン）の計4か国

（2）調査対象者

対象者は各国とも20～49歳の男女

（3）標本数

各国とも700標本以上を回収（※男女比はほぼ同数とする）

（4）調査内容

結婚、出産、育児、社会的支援、生活に係る意識などに関する事項（各国共通）

の内容とする)。項目数は50項目程度(前回と同様の設問が34項目程度、新規で設定するものが16項目程度)。

(5) 調査方法及び標本抽出法

下記の調査方法で実施すること。

(ア) 調査方法

- ・ 日本：調査員による個別面接聴取法
 - ・ 外国：現地調査員による個別面接聴取法
- ※調査票の使用言語は、調査対象国の公用語

(イ) 標本抽出法

- ・ 日本：住民基本台帳による層化二段無作為抽出方法。地点数は100箇所。
 - ・ 外国：割当抽出法
- ※サンプル抽出の際、教育水準や世帯主の職業等を考慮し各層の割当数を決定。

5. 企画分析委員会

受注者は、本調査を効果的に遂行するため、有識者による企画分析委員会を開催する。

企画分析委員会の開催・運営に当たっては、内閣府と事前に協議をする。

○企画分析委員会委員

大学研究者、有識者等から4名程度を選定

○企画分析委員会開催

平成27年8月下旬から平成28年2月中旬までに4回程度開催予定

○企画分析委員会の概要

- ・ 全体調査計画案策定への協力
- ・ 適切な比較分析ができる統計学・社会学的な調査企画・技術能力による専門的な調査結果の分析
- ・ 適切な文献の引用・政策への理解等を伴った報告書内「調査結果の解説」の執筆
- ・ 各国の少子化対策の制度や実情を踏まえた上での報告書のとりまとめ他

* スケジュール(予定)

H27.8月下旬	全体調査計画案策定 企画分析委員会を設置	
	・ 前回調査の問題点洗い出し	第1回企画分析委員会
	・ 調査方針の検討	

	・ 調査票の企画・設計	
	・ 調査結果の分析方針の検討	
9月初旬	調査票、調査結果の分析方針等確認	第2回企画分析委員会
9月中旬	調査票（国内、外国向け含む）の確定、実査準備	
9月下旬		
～10月中旬	調査開始（日本全国／外国3カ国）	
11月以降	集計作業・調査結果報告書の作成	
12月	調査結果の分析、報告書の構成案、報告書内「調査結果の解説」の執筆依頼	
		第3回企画分析委員会
H28.1月		
～2月	報告書の作成	
2月下旬	報告書の確認	第4回企画分析委員会
3月	報告書提出	

6. 調査内容

(1) 全体調査計画案・実施体制の作成

全体調査計画案を契約締結日から7日以内に内閣府と受注者で協議の上、決定する。

(2) 企画分析委員会の開催・運営

受注者は、各国の少子化対策の制度や実情を踏まえて、前回調査の問題点洗い出し（内閣府から資料提供を行う）を行い、企画分析委員会では、調査方針の検討、調査結果の分析方針の検討、報告書の構成案の提案等について、計4回程度（各回とも開催時間は原則として2時間程度。）の検討を行うとともに解説の執筆をする。解説の執筆については、企画分析委員会委員（4名程度）に、1人当たり25ページ程度で記載を依頼することとする。受注者は、企画分析委員会の開催・運営に当たっては、内閣府と事前に協議する。

①企画分析委員会の委員は、本調査の目的を達成するのに十分な知識・経験を有する者4名程度で組織することとし、内閣府と協議の上、決定する。

②会場は、東京都千代田区永田町周辺の利便性及び経済性のある施設とすること。

③企画分析委員会の開催に当たり、委員との連絡・調整、委員への謝金・旅費の支払い、会場の手配・会場費支払、飲み物の手配・支払、会場設営、会議進行、会議資料の作成・提案（会議資料は50ページ程度、A4判、10部とする）、議事録の作成等を行う。

企画分析委員会には、内閣府からも3名程度出席することとする。

(3) 調査実施

以下の調査を行うこととし、調査票の企画・設計等に当たっては、内閣府と協議の上で進めるものとする。

○調査の企画・実施

調査の本格実施の前に、先行調査について把握をしておくこととする。

日本と外国3カ国の20歳以上49歳未満の男女を対象とし、各国とも700標本以上の回収を行うこととする。調査方法は、日本国内については調査員による個別面接聴取法、外国については現地調査員による個別面接聴取法とする。

調査票の項目数については、フェイスシートを除き、50問程度とする。

調査内容は、結婚、出産、育児、社会的支援、生活に係る意識などに関する事項とする。現状に即した設問を考慮し、企画分析委員会の意見を聴取しつつ、設問については別途協議する。

A) 調査方針の検討、調査票の企画・設計

- 1) 予測される調査結果の傾向を設定した上で、調査方針の検討及び調査票の企画・設計（挨拶状を含む。）を行い、企画分析委員会の意見を聴取した上で、内閣府と協議の上、決定する。

挨拶状の名義については、内閣府と受注者の連名とする。

B) 調査の実施

調査の準備・実施については以下の点について留意することとする。なお、他に留意すべき点が生じた場合には、内閣府と受注者で協議の上、設定することとする。

1-1) 調査の準備（共通）

調査内容、調査方針、調査票等の内容、調査の日程などについて、内閣府と受注者で調整後、次の事項に留意し、調査票等の作成・印刷、調査に必要となる書類・用品等の準備、調査対象者の抽出を行うこと。

- ア 調査員に配付する回答票作成を行うこととする。
- イ 調査の統一性を図るため本調査の「調査要領」を作成し、調査員に配布する。
- ウ 上記ア・イの内容については、印刷の校正段階で、内閣府と受注者で協議の上、了解を得ることとする。
- エ ア～ウの内容については、内閣府と受注者で協議の上、行うこととする。

1-2) 調査の準備（日本）

- ア 調査対象者を抽出するための住民基本台帳等の閲覧に当たっては、内閣府から当該市町村に対して、便宜供与を依頼するため、別紙1の依頼文を作成すること。
- イ 調査の実施の際に調査対象者に配付し、調査の協力を依頼するとともに、調査の円滑化を図るため本調査の「挨拶状」を作成する。
- ウ 調査協力者に対し渡す謝礼として「粗品」（500円相当の日用品）を用意し、調査員に配付すること。
- エ 上記ア・イの内容については、印刷の校正段階で、内閣府と受注者で協議の上、了解を得ることとする。

1-3) 調査の準備（海外）

- ア 調査員に配付する調査票と回答票作成に当たっては、翻訳するに当たり、調査結果に遺漏がないよう工夫することとする。
- イ 海外の調査においては、内閣府と受注者で協議の上、調査対象国の公用語の「調査要領」を作成することとする。サンプル割当については、性別、年齢、職業等、直近の国勢調査等を参考にしつつ、片寄らないようにする。
- ウ 受注者において協力に対して渡す対価として相応な手法（日本円で500円相当とする）を提案する。
- エ 上記ア・イの内容については、印刷の校正段階で、内閣府と受注者で協議の上、了解を得ることとする。

2-1) 調査の実施（共通）

- ア 調査目的を調査員に周知徹底すること。
- イ 調査対象者を要件を満たさない者に替えないこと。
- ウ 調査票は、調査対象者には直接見せず、調査員が質問を読み上げ、その回答を記録すること。
- エ 調査票を調査対象者のところに留め置いて記入依頼をしないこと。
- オ 調査対象者の意思を尊重し、強要しないこと。
- カ 調査対象者の家族情報や回答票の内容等調査上知り得た内容等のプライバシーを保護するとともに、本調査以外へ使用しないこと。

2-2) 調査の実施（日本）

調査員による個別面接聴取法とする。

調査の実施に当たっては、調査員に次の事項を指導し、調査に遺漏のないように留意すること。なお、標本数は700標本以上、地点数は100箇所とする。

- ア 調査協力者へは、調査終了後、謝礼として「粗品」（500円相当

の日用品)を渡すこと。

イ 調査終了後、調査協力者に対し、礼状を発送すること。礼状の作成に当たっては、内閣府と受注者の協議の上で行う。

2-3) 調査の実施 (海外)

現地調査員による個別面接調査とする。

調査の実施に当たっては、調査に遺漏のないように留意すること。

3) 回答の集計

回収した回答について集計し、データクリーニングを行うこと。

○ 調査結果の正確性及び信頼性の確保

- ①受注者は、調査員に対し、受注者において講じている調査の不正防止対策、同対策を実施するための指導体制等の資料を、内閣府へ提出すること。
- ②受注者は、調査票回収後、調査協力者全員に対して、適切な方法で調査が行われたかについてアンケート調査により確認する(監査を行う)こと。この確認においては、礼状を兼ねた往復はがきを用いて、少なくとも、調査員による個別面接聴取法で行われたかについて回答を求めること。
- ③受注者は、監査の結果を書面で内閣府へ報告すること。
- ④受注者は、監査の結果、不正票が見つかった場合、このことを内閣府に対して速やかに報告し、不正票に関する対応について内閣府から指示を受けること。
- ⑤監査の結果、調査員等によるデータねつ造等の不正な行為があり、その行為が悪質かつ広範で、本調査結果の信頼性を損なうものであるときは、調査を改めてやり直すこと。このために必要な経費は、受注者の負担とすること。
- ⑥成果物の納品後、データねつ造等の不正が疑われる場合に、調査協力者に再度の確認作業を依頼することがあるので、受注者は、契約終了日から最低1年間は、調査協力者の名簿を厳正に保管しておくこと。なお、再度の確認作業等に必要な経費は、受注者の負担とすること。

○ 調査結果の整理・分析

・調査結果の集計、調査結果報告書の作成

別途、内閣府と受注者で協議の上、単純集計及びクロス集計を行い、調査終了後14日以内に提出する。受注者において、集計結果等を基に、集計結果表の納品後、14日以内に前々回及び前回調査との時系列比較などを行い、調査結果報告書(案)を作成する。なお、調査結果報告書(案)については、内閣府から加除修正を指示する可能性があるため、これに伴う対応が即時かつ柔軟に行われるような体制をとること。

企画分析委員会において、調査結果報告書（案）を踏まえ、さらに深く分析すべき点や考慮すべき観点、調査結果から読み取れる意味の是非等について議論を行う。その結果を踏まえて、今後の効果的な少子化対策に資するための最終報告書の構成案を提案する。その際、受注者において再分析を行い、内閣府と受注者で協議の上、最終報告書を作成する。

また、本調査結果に基づき、今後、少子化対策に焦点を当てた調査を実施する上での留意点や課題等について、内閣府と受注者で協議の上、最終報告書（案）に盛り込む。

最終報告書の取りまとめに際しては、受注者は、単なる調査結果の取りまとめではなく、各国の少子化対策の制度や実情についての知見やノウハウ等を駆使し、調査内容について体系的に整理・分析する。

なお、図表やイメージ図等を用いて、わかりやすい内容とするように努めること。

また、著作権の観点で問題がないか十分配慮し、必要に応じて著作権者の了解を得ること。

（４）最終報告書の作成等

作成した最終報告書（案）について、企画分析会議の意見を踏まえ、取りまとめる。（和文製本版２００部。内訳は別紙２参照）

（５）その他

- ・内閣府との打合せを行った際には、その要点（議題、決定事項、検討事項等）をメモとしてまとめ、内閣府へ提出すること。

企画分析委員会委員へ、報告書の製本版２部を送付する。

- ・調査票は、各国１５００部、Ａ４判、２５ページ程度とする。

回答票は、各国１５０部、Ａ４判、５０ページ程度とする。

調査要領は、各国１５０部、Ａ４判、１０ページ程度とする。

７．調査推進体制について

「６．調査の内容」を進めるため、補助体制を含めて十分な体制を確保すること。（業務管理者として１名、担当者として上級研究員２名、研究員２名以上を確保すること。）

８．提出成果物

本調査にかかる成果物に関しては、以下のとおり。データについては、可能であれば一枚のCD-Rにできる限りまとめることとする。

(1) 調査実施計画案 (A4判 両面刷 単色 10ページ以上) 2部

(2) 企画分析委員会議事録 (A4 判 両面刷 単色) 2 部

(3) 調査結果 (集計用個票データ、単純集計表及びクロス集計表、時系列比較表)

ア 印刷物 形式 A 4 判両面印刷
部数 1 部

イ 光ディスク① (事務用)

形式 CD-R : 2 枚
記録データ Excel 形式又は Word 形式 (Windows2000/XP//2003 版
Microsoft/Excel 対応データに変換したもの)

ウ 光ディスク② (内閣府ホームページ掲載用)

形式 CD-R : 2 枚
記録データ HTML ファイル及び PDF ファイルの 2 種
(HTML 方式では、集計結果ごと (図についても可能な限り) に、表については CSV 形式のファイルへリンクすること。)

(6) 最終報告書

- ・印刷物 A4 判 平板 両面刷 単色 400 ページ程度 (付属資料は含まない ※調査票、集計結果等)、和文 200 部
 - ・電子媒体 CD-R ディスク (PDF、Word 及び HTML の各形式で記録、2 枚)
- ア 原稿は、Word 形式で作成し、適宜画像を掲載すること。また、全ページについて PDF 形式での収録も行う。
- イ 内閣府ホームページ用データは、上記アのデータを HTML 形式で収録すること。その際、図及び HTML 形式での掲載が困難な表は、適正なサイズに調整した後、GIF 形式に変換すること。

9. 電子媒体の作成概要

- (1) 電子媒体は、Windows2000 以降の OS で動作可能なこと。
- (2) 内閣府は、成果物の一部又は全部をホームページに掲載することができるものとする。受注者は、この点を念頭において成果物を作成すること。
- (3) ホームページ用又はホームページに掲載することを念頭に作成することとされているデータについては、別途指示「内閣府 Web 掲載用コンテンツについて」、及び「内閣府ウェブサイト アクセシビリティ指針」の記載事項を遵守すること。
- (4) 動作環境については、次の環境で閲覧可能であること。
 - ・ OS : Windows2000 以降、MacOS8.1 以降
 - ・ ブラウザ : Internet Explorer8.0 以降、Fire Fox2.0 以降
 - ・ PDF ファイル : Acrobat Reader10.0 以降

10. 成果物の提出期限

- (1) 全体調査計画案：契約日から7日以内
- (2) 企画分析委員会議事録：企画分析委員会開催日から5日以内
- (3) 集計用個票データ、単純集計表及びクロス集計表、調査結果報告書：集計結果表の納品後14日以内
- (4) 報告書：平成28年3月18日（金）

11. 成果物提出場所

内閣府 子ども・子育て本部参事官（少子化対策担当）付
東京都千代田区永田町1-6-1（中央合同庁舎8号館）8階

12. 調査実施の条件

- (1) 本件は総合評価方式の手続を経て行うものであり、受注者は、本仕様書及び技術等提案書に記載した内容については誠実に履行すること。
- (2) 受注者又は受注者の使用人は、本業務に関して発注者が開示した情報等（公知の事実を除く）及び業務の遂行過程で生じた提出成果物等に関する情報については、本調査の目的以外には使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等に当たっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、発注者の指示に従うこと。
- (3) 受注者は、本調査に関連した個人情報の取扱いについては、別紙3「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。なお、関係者等に対しメールによる連絡をする場合にあっては、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないようBCC機能により送信するなど、個人情報の流失防止に万全を期すこと。
- (4) 受注者は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。特に、集計については、プライバシーの保護、データの機密性、調査の一貫性から、再委託せず社内一括集計をすること。また、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、事前に発注者の承認を得ること。
- (5) 受注者は、定めた調査実施計画に基づき定められた期日までに当調査の実査・集計作業を確実にを行い、成果物を納入しなければならない。
- (6) 受注者は、不測の事態により、仕様書に定められた期日までに作業を終了することが困難となった場合は、遅滞なくその旨を発注者に連絡し、その指示を受けるものとする。

この場合、受注者は、作業が困難となった事情を速やかに解決し、作業の遅れを回復するよう努めなければならない。

- (7) 受注者は、CD-Rディスクが正しく認識できない場合、その他不適当な入力が発見された場合には、正しく認識できるように修正し、又は補修をすること。
- (8) 内閣府は、本調査の報告書等の成果物の一部又は全部をホームページに掲載することができるものとする。受注者は、この点を念頭において成果物を作成する。
- (9) 受注者は、調査対象者の家族情報や調査事項等調査上知り得た内容等のプライバシーを保護するとともに、当該調査以外への使用を禁止することとする。
- (10) 受注者は、本調査を履行するに当たっては、内閣府と連絡を密にとることとし、疑義が生じた場合は、内閣府と協議すること。また、打合せに係る議事要旨を作成し、速やかに提出すること。
また、本仕様書に記載のない詳細内容については、内閣府と協議の上、決定すること。
- (11) 本調査の実施に当たり、仕様内容の単価、員数等に大幅に変更が生じた場合は、発注者及び受注者は協議の上、減額等による契約変更を行うものとする。

13. 著作権等

- (1) 本業務で作成される成果物について、著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び28条に定める権利を含むすべての著作権は、発注者に帰属し、発注者は独占的に使用するものとする。
- (2) 受注業者は、本業務において発生する全ての著作権者人格権を行使しないこととし、また第三者をして行使させないものとする。
- (3) 第三者が権利を有する著作物を納入成果物に含ませる必要がある場合（発注者が特にその使用を指示した場合を除く）、費用負担を含む一切の仕使用許諾条件等を当該第三者から聴取し、その内容を発注者に書面で提出して、判断を求めること。なお、発注者がその必要性を認めて納入成果物に含んだ場合は、該当箇所を明示すること。
- (4) 本仕様書に基づく作業に関して、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争等の原因が専ら発注者の責めに寄与する場合を除き、受注者は自らの責任と負担において一切の処理を行うこと。なお、発注者は、紛争等の事実を知った場合、速やかに受託者へ通知する。

14. 照会先

本仕様書に関する問合せは、以下のとおり。

内閣府 子ども・子育て本部参事官（少子化対策担当）付

浅井、松永

		和文製本版200部	
都道府県配布用			47
政令指定都市配布用			20
関係省庁配布用			
	厚生労働省		1
	文部科学省		1
	内閣府		15
	国土交通省		1
	経済産業省		1
	総務省		1
企画分析会議委員送付用			20
関係有識者配布用			20
記者レク用			33
保存用			10
希望者配布用			30
計			200

個人情報取扱特記事項

(個人情報保護の基本原則)

- 1 受注者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別できるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

- 2 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。
この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(業務従事者への周知)

- 3 受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護の徹底について周知しなければならない。

(適正な管理)

- 4 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

- 5 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

- 6 受注者は、内閣府の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

- 7 受注者は、内閣府の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理の確認)

- 8 内閣府は、受注者が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。また、内閣府は必要と認めるとき、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は受注者が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

(廃棄)

- 9 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(事故発生時における報告)

- 10 受注者は、この契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに内閣府へ報告し、内閣府の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

技術等提案要領

1. 件名

少子化社会に関する国際意識調査

2. 提出書類

(1) 技術等提案書

- ① 会社名、担当者氏名、住所、電話番号、FAX番号を記入すること。
- ② 提案内容は仕様書の作業内容、技術等評価表と整合性のとれたものとする。
(仕様書、技術等評価表の番号を付記し、追加提案は「追加提案」とすること)
- ③ 業務内容の一部を他業者に委託、請負等させる場合は、対象業務の範囲、その必要性・合理性、相手先名称、住所を明記すること。

(2) 一般競争入札参加の資格審査結果通知書(全省庁統一資格)(写)

3. 提出部数

2. (1) 8部
2. (2) 2部

4. 入札説明会

日時：平成27年6月17日(水) 14時から
場所：東京都千代田区永田町1-6-1
中央合同庁舎8号館8階822会議室

5. 提出期限

平成27年7月29日(水) 正午まで

6. 提出先

内閣府子ども・子育て本部参事官(少子化対策担当) 付
住所：東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎8号館8階
浅井、松永宛て
電話：03-5253-2111(内線38331)

7. 技術等審査結果の通知

提出された技術等提案書については、技術等評価表に基づき厳正に審査を行う。
審査結果は平成27年8月4日(火)までに合格又は不合格の通知を行い、不合格の場合は、その理由を附すこととする。

合格した者は、入札説明書に従って手続きを行うこと。

8. その他

- (1) 提出された技術等提案書は、審査後も返却は行わない。
- (2) 落札の正否を問わず、技術等提案書の作成に要する費用は負担しない。
- (3) 提案要領の中に企業名が特定できるような記載はしないこと。

9. 問い合わせ先

内閣府子ども・子育て本部参事官（少子化対策担当）付

浅井、松永

電話：03-5253-2111（内線38331）

FAX：03-3581-0992

※ 問い合わせは、文書名、項目、質問内容を明記して、FAXを送信の上、連絡すること。回答についても同様にFAXを送信の上、連絡を行う。

少子化社会に関する国際意識調査 技術等提案書

入札参加者	
氏名・名称	
代表者名	印又は署名
住所・所在地	
担当者	
(ふりがな) 氏 名	
所属 (部局名)	
役 職	
住 所	
電話番号 (代表・直通)	
F A X 番号	
E-mail	

【技術等提案書】

1. 業務の実施方針等

- ①本件調査実施に当たっての、基本方針（調査に関する認識）を記載してください。
 - ②本件調査業務の作業計画・作業手順について、具体的に記載してください。
- ※仕様書上、企画分析委員会を設置し、調査を進めることを予定しています。作業手順を記載するに当たっては、この企画分析委員会の運営方法（開催時期、議題など）についても、記載してください。

①【調査の基本方針】

②【調査の作業計画等】

2. 企画分析委員会の設置

- ①企画分析委員会の候補者について、記載してください。（5名以上）
- ②企画分析委員会の設置に当たっての考え方について、具体的に記載してください。

①【企画分析委員会のメンバー候補者】

氏名	所属・肩書き	専門	主たる業績等

②【企画分析委員会の設置に当たっての考え方】

3. 作業実施について

- ①本調査では、少子化社会に関する国際意識調査に関する先行調査に関して把握していることが重要ですが、対象とすべき先行調査について例示をしてください。加えて、その3件のそれぞれについて、調査の概要（100文字程度）、分析対象の調査名称・概要（調査の時期、方法等）、調査結果（180文字以内）、調査結果から読み取れる意味（180文字以内）を記述してください。
- ②本調査では、日本と外国に対して調査を行うこととしていますが、調査を実施するに当たり、どのような点を踏まえて予測される調査結果の傾向を設定するのか、調査対象の属性を考慮しながら、具体的に記述してください。
- ③調査の方法に関しては、個別面接聴取法とします。この方法のメリットとデメリットについて、本調査の目的を踏まえつつ、理由を含めて記述してください。また、記述したデメリットについて、仕様の範囲内で改善する工夫について記述してください。
- ④調査票の内容作成に当たって、留意すべき点や考慮すべき点について具体的に記述してください。特に、調査結果の分析の際には、属性による傾向を見極める必要がありますが、このような点を踏まえて記述してください。
- ⑤調査結果の分析に当たって、適用することが考えられる分析手法について言及しつつ、留意すべき点や考慮すべき点について、具体的に記述してください。
- ⑥仕様書記載事項以外で、本件調査の質を高めるための工夫等について、具体的に記載してください。（2件以内）

①【先行研究】

②【予測される調査結果の傾向の設定】
③【個別面接聴取法のメリット・デメリット及びデメリット改善の工夫】
④【調査項目の内容作成における留意点等】
⑤【分析における留意点等】
⑥【その他】

4. 報告書の作成

報告書の完成イメージ（構成、まとめ方など）を具体的に記載してください。

※目次（骨子）だけを記載するのではなく、まとめの際に留意するポイント等にも言及してください。

5. 組織・業務従事者の経験・能力

①日本全国での個別面接を実施する際の体制図について記載してください。

②海外での個別面接を実施する際の体制図について記載してください。

③類似調査等の業務実績及びそれが類似調査等に該当する業務であることがわかる資料（調査等の名称、概要、公表日、受託事業であれば発注者及び契約日）を提出してください。（別紙として添付してください。）

※類似調査：少子化社会に関する国際意識調査をするための調査（意識調査など、分析を含まないものは除く。）

④少子化対策のための取組を自社の取組として実施していることにより、質問項目の的確さや調査内容の具体性の向上など本調査の質を高めることにつながることを期待されます。ついては、少子化対策のための取組状況等について、記載及び所要の書類を添付してください。

次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 12 条に規定される一般

事業主の内、常時雇用する労働者の数が 301 人以上である場合は、同法第 13 条の認定の有無について記入してください。また、認定を受けている場合には、認定通知書の写しを添付してください。

常時雇用する労働者の数が 300 人以下である場合は、同法に基づく一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局に届け出ているか否かについて記入してください。届け出ている場合には、策定届の写しを添付してください。

⑤本件調査に関する実施体制（補助体制を含む。）と体制図について、記載してください。

※補助体制を除いて最低 5 名以上（業務管理者 1 名、業務担当者（上級研究員 2 名、研究員 2 名以上）4 名以上。）で実施する計画としてください。

また、その他実施体制に関して独自の提案がある場合には記載してください。

⑥本件調査の担当予定者について、氏名とそれぞれが担当する業務を記載してください。併せて、本件調査の質を高めると考えられる専門的知識等（学位等）を有している場合については、記載してください。

また、各担当者につき、類似調査等の業務実績の概要及びそれを通して得た成果（知識等）で本件調査に資するものを記載した資料（調査等の名称、概要、公表日、受託事業であれば発注者及び契約日、調査等を通して得た成果（知識等））を提出してください。（別紙として添付してください。）

⑦本件調査に関する業務監査体制（管理部門）について、記載してください。

※調査実施部門とは別に設置されているものに限る。

⑧本件調査に関する情報や知見を得るための手段について、記載してください。

⑨一般財団法人日本情報経済社会推進協会の認定するプライバシーマーク（J I S Q 1 5 0 0 1）や情報セキュリティマネジメント認証（I S M S）を認証取得していること、または、これと同等のプライバシー保護の体制を有していることを証明できること。（上記内容について、認証取得していることを証明する書類の写しを添付してください。）

①【日本全国での個別面接を実施する際の体制図】

②【海外での個別面接を実施する際の体制図】

③【類似調査の経験】 ※別紙として添付すること。	
④【少子化対策のための取組の状況等】	
次世代育成支援対策推進法に基づく取組	常時雇用労働者数が ・ 301 人以上の場合・・・【認定】 有 ・ 無 ・ 300 人以下の場合・・・【届出】 有 ・ 無 ※それぞれ所要の書類を添付してください。
⑤【実施体制】	
実施体制図	
その他実施体制に関して独自の提案	

⑥【業務従事者の経験・能力】 ※調査等実績に関する別紙として添付すること。		
役割	氏名	専門的知識等
業務管理者		
上級研究員 (○担当)		
上級研究員 (○担当)		
研究員(○担当)		
研究員(○担当)		
【本件調査の業務監査体制】 ※管理部門が別にあり、業務監査体制はあるか。		
⑧【本件調査に関する知見や情報を得るための手段】		
⑨【個人情報に関する規定について】 一般財団法人日本情報経済社会推進協会の認定するプライバシーマーク（JISQ 15001）や情報セキュリティマネジメント認証（ISMS）を認証取得していること、または、これと同等のプライバシー保護の体制を有していることを証明できること。（上記内容について、認証取得していることを証明する書類の写しを添付してください。）		

（記載注意事項）

1. 提案書は、この様式を基準に作成してください（必要な内容が記載されている限り、必ずしもこの様式で作成する必要はありません）。
2. 提案書の作成に当たっては、仕様書・技術等評価表の内容を参照の上、提案漏れがないようにしてください。

※提案漏れのある場合、項目によっては失格になることがあります。

平成 27 年度少子化社会に関する国際意識調査

総合評価基準

平成 27 年 5 月

内閣府子ども・子育て本部

1. 総則

本「総合評価基準」は、「平成 27 年度少子化社会に関する国際意識調査」（以下「本業務」という。）を実施する業者を選定するにあたって、入札に参加しようとする者に交付する「入札説明書」と一体となったものである。

本業務における業者の選定にあたっては、入札価格及び提案内容によって落札者を決定する総合評価落札方式による一般競争入札により落札者を決定するための基準として示すものである。

なお、本「総合評価基準」で使用する用語の定義は、入札説明書において同一の名称によって使用する用語と同一のものである。

2. 落札者決定までの流れ

落札業者の決定に当たっては、入札参加資格要件を満たしているかの確認を行い、次に提案内容の審査を実施する。

技術等の要求要件のうち、必須として示した項目の最低限の要求要件を全て満たしているか否かを判定し、不合格とされたものは失格となり、入札書は開札されない。

入札価格の得点は、入札価格を予定価格で除して得た値を一から減じて得た値に、入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

価格及び技術等に係る総合評価は、入札者の入札価格の得点に、当該入札者の申し込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値を以て行い、当該数値の最も高い者を落札者とする。

なお、当該数値の最も高い者が 2 者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

3. 総合評価の方法

(1) 技術点・価格点の得点配分の割合

技術点 (満点 100 点)	価格点 (満点 100 点)	総合評価点 (満点 200 点)
-------------------	-------------------	---------------------

(2) 得点集計・計算方法

① 価格点の計算方法

入札価格の得点 (価格点)	=	(1 - 入札価格 / 予定価格)	×	入札価格に対する得点配分 (100 点)
------------------	---	-------------------	---	-------------------------

② 技術点の計算方法

基礎点 (満点 40 点)	+	加算点 (満点 60 点)	=	技術点 (満点 100 点)
------------------	---	------------------	---	-------------------

(3) 評価項目・評価基準及び配点：別紙のとおり。

○技術等評価表

件名 平成27年度少子化社会に関する国際意識調査

得点配分: 価格点:技術点=1:1+α (1は種別A、αは種別B)

評価項目	仕様書番号	評価基準	配点		種別
			()は必須項目 他は加点対象		A 実施体制等 B 創造性等
1. 業務の実施方針等				10	
① 調査内容の妥当性	全体	・仕様書に示した内容について、全て提案されているか。 ・調査実施に当たっての、基本方針が、適切な認識の下、目的・趣旨を的確に把握して実施されると認められるか。	(2)	4	B
② 作業計画の妥当性	全体	・作業計画・作業手順は、仕様書の内容についての遂行が網羅されており、かつ現実的なものか。 ・作業計画・作業手順は、企画分析委員会の運営方法と適切に関連付けられているか。	(3)		B
2. 企画分析会議の設置				6	
①、有識者の専門知識、適格性 ②	6(2)	・本調査の目的を達成するのに十分な知識・経験を有する有識者が提案されているか。 企画分析委員会の設置に当たっての考え方について、本調査の目的・趣旨を踏まえたものとなっているか。	(3)	3	B
3. 作業実施について				31	
① 先行調査の把握	6(3)	・先行研究について例示をしているか。(合計で最大6点。) 研究の概要、分析対象の調査名称・概要、調査結果、調査結果から読み取れる意味についての記述があり、それが本調査の目的に鑑みて適切なものである場合、3点。 それが本調査の目的に鑑みて過不足のない的確な記述である場合、3点。	6	6	B
② 予測される調査結果の傾向の設定	6(3)	・調査を実施するに当たり、どのような点を踏まえて予測される調査結果の傾向を設定するのかについて、具体的な記述があるか。(最大6点) 調査対象の属性を踏まえた具体的な記述があり、それが本調査の目的に鑑みて適切なものである場合、1点。 それが、本調査の特性を踏まえた的確なものである場合、2点。 それが、本調査の質を高めるものである場合、3点。	6	6	B
③ 調査方法のメリット・デメリット及びデメリット改善の工夫	6(3)	・個別面接聴取法で行うこととしているが、この方法のメリットとデメリットについて、本調査の目的を踏まえつつ、理由を含めて記述しているか。また、記述したデメリットについて、仕様の範囲内で改善する工夫について記述があるか。(最大6点) 具体的な記述があり、メリット・デメリットについての確かなものであり、デメリット改善の工夫について本調査の目的に鑑みて適切なものである場合、2点。 デメリット改善の工夫について合理的であり、本調査の質を高めるものである場合、4点。	6	6	B
④ 調査項目の作成における留意点等	6(3)	・調査項目の作成に当たって留意すべき点や考慮すべき点について具体的な記述があるか。(最大3点。) 具体的な記述があり、それが本調査の目的に鑑みて適切なものである場合、1点。 それが本調査の質を高めるものである場合、2点。	3	3	B
⑤ 分析における留意点等	6(3)	・調査結果の分析に当たって、適用することが考えられる分析手法について言及しつつ、留意すべき点や考慮すべき点について、具体的な記述があるか。(最大4点) 具体的な記述があり、それが本調査の目的に鑑みて適切なものである場合、1点。 それが本調査の質を高めるものである場合、3点。	4	4	B
⑦ その他	6(3)	・仕様書記載事項以外で、本件調査の質を高めるための工夫等について、具体的に記載があるか。(2件までを評価の対象とする。最大6点。) 提案1件につき、 具体的な提案があり、それが本調査の目的を達成する上で合理的なものである場合、1点。 本調査の質を高める提案である場合、2点。	6	6	B
4. 報告書の作成				3	
① 報告書の完成イメージ	6(4)	・報告書の完成イメージ(構成、まとめ方など)を具体的に記載しているか。	(3)	3	B
5. 組織・業務従事者の経験・能力				50	
① 日本全国での個別面接を実施する際の体制	全体	国内調査に関する実施体制(補助体制を含む。)が、実施できる環境を満たしているか。また、体制図はわかりやすく記載されているか。	(4)	4	A
② 海外での個別面接を実施する際の体制図	全体	海外調査に関する実施体制(補助体制を含む。)が、実施できる環境を満たしているか。また、体制図はわかりやすく記載されているか。	(4)	4	A
③ 組織の類似調査の実績	全体	・類似調査等の業務実績及びそれが類似調査等に該当する業務であることがわかる資料の提出があるか(最大10点。) ※類似調査:少子化社会に関する意識調査研究、少子化社会に関する国際調査等(意識調査など、分析を含まないものは除く。) 1件である場合2点、2件である場合5点、3件である場合、7点、4件以上である場合10点。	10	10	A

評価項目	仕様書 番号	評価基準	配点		種別
			()は必須項目 他は加点対象		A 実施体制等 B 創造性等
④ 少子化対策のための取組の状況等	全体	・少子化対策のための取り組み状況等について、記載及び所要の書類の添付があるか。(最大3点。) 次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく取組について、 ・常時雇用労働者数が301人以上の場合に、次世代法第13条の認定を受けている場合、3点。 ・常時雇用労働者数が300人以下の場合に、一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局に届け出ている場合、3点。	3	3	A
⑤ 組織の調査実施体制	全体	・本件調査に関する実施体制(補助体制を含む。)について条件を満たしているか。(業務管理者1名、業務担当者(上級研究員2名以上、研究員2名以上)5名以上)また、体制図はわかりやすく記載されているか。	(3)	3	A
		・その他実施体制に関して独自の提案について記載があるか。(最大3点) 本件調査目的に鑑み適切であり、現実的なものである場合、2点。 本件調査を効率的かつ効果的に進めるのに資するものである場合、1点。	(3)	3	A
⑥ 業務従事者の経験・能力	全体	・担当者において、本件調査の質を高めると考えられる専門的知識等(学位等)を有しているか。 (専門的知識等について記載がある者が1名以上3名以下である場合2点、4名以上である場合4点)	4	10	A
		・担当者において、類似調査等の業務実績の概要及びそれを通して得た成果(知識等)で本件調査に資するものを記載した資料の提出があるか。 (実績が1件以上3件以下である場合2点、4件である場合4点、5件以上である場合6点)	6		A
⑦ 本件調査の業務監査体制	全体	・管理部門が別があり、業務監査体制はあるか。	(3)	3	A
⑧ 本件調査に関する知見や情報を得るための手段	全体	・本件調査に関する情報や知見を得るための手段について、記述があるかどうか。(最大6点) 本件調査目的に鑑み適切であり、現実的なものである場合、3点。 本件調査を効率的かつ効果的に進めるのに資するものである場合、3点。	6	6	A
⑨ 個人情報に関する規定	全体	・一般財団法人日本情報経済社会推進協会の認定するプライバシーマーク(JISQ15001)や情報セキュリティマネジメント認証(ISMS)を認証取得していること、または、これと同等のプライバシー保護の体制を有していることを証明できること。(上記内容について、認証取得していることを証明する書類の写しを添付してください。)	(4)	4	A
合 計	基礎点/種別A		(40)	100	50
	加点/種別B		60		50

※1 基礎点: 配点()付は必須項目であり、1項目でも評価基準を満たさないと「不合格」となるので注意すること。

※2 加点: 基礎点以外の項目は、評価基準に応じて、加点対象となる。

※3 集計方法: 技術等審査会の審査員毎の採点を平均(小数点第2位未満を切捨て)して行う。